

地域で福祉活動を行うボランティア団体などを支援します

# 令和6年度 地域福祉振興助成金（単発事業助成）のご案内

地域福祉振興助成金は、札幌市地域福祉振興基金の運用益を活用し、地域福祉の振興に資する活動を行う団体に対して、その活動費の一部を助成するものです。

## 単発事業助成とは

定期的開催する活動以外の単発事業で、一時的に多額の費用（※）を必要とする場合に、経費の一部を助成するものです。

また、地域福祉振興助成金（活動費助成）との併用も可能です。

（※ 前年度の団体予算額の20%以上の予算で開催する事業を対象とします。）

## ◆助成対象団体等

- 札幌市内で活動している、ボランティア団体、非営利の在宅福祉サービス提供団体等
- 5人以上で構成され、1年以上継続して活動していること
- 札幌市から直接的又は間接的に助成を受けていないこと
- 札幌市社会福祉協議会のボランティア登録を行っていること

など

ただし、以下のような団体・活動は除きます。

- 活動資金に余裕のある団体  
（団体予算額に占める繰越金の割合が40%以上、団体予算額に占める助成金の割合が5%未満）
- 法令等に基づき組織されている団体、行政から委嘱・任命された職務に伴う活動
- 政治活動、宗教活動と判断される活動
- 自助的性格の強い活動（団体構成員相互の支援活動）

など

## ◆助成対象経費

- 資材購入費等・・・事業実施に直接使用する資材の購入費、講師謝礼（裏面基準表参照）
- 会場費・・・事業実施に直接使用する会場使用料等（リハーサル分は対象外）
- 交通費・・・事業実施当日の交通費、事前調整に係る交通費
- ボランティア保険料・・・ボランティア保険料

※ボランティア活動等行事用保険も対象となります。

など

## ◆助成額

次のいずれか低い額とします。

- 助成対象経費の2分の1（千円単位。端数は500円以上切り上げ、500円未満切り捨て）
- 10万円

## ◆申請受付期間

**令和6年(2024年)5月13日(月)～6月14日(金) ※必着**

## ◆スケジュール

- 8月上旬 助成金運営審査会の開催（有識者により構成され、助成金の交付可否を決定）
- 8月中旬 決定通知書送付（交付の可否を通知）
- 8月下旬 請求書提出
- 9月下旬 （助成が決定した場合）助成金振り込み
- 来年3月 事業実績報告書提出・確定通知書送付・精算書提出

## ◆申請方法

- 下記の申請書提出先へ事前連絡の上、持参又は郵送により申請書等を提出してください。
- 申請時にはイベント名及び参加予定人数等も確認いたします。
- その他の提出書類など、詳細につきましてはお問い合わせください。

お問い合わせ先（申請書提出先）

札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課  
〒060-8611  
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階  
電話 211-2932 FAX 218-5180



さっぽろ市  
02-F01-24-836  
R6-2-640

**SAPPORO**

講師派遣に係る謝礼は以下の表を助成対象経費の上限とします。（税抜き）

講師区分		1時間あたり単価（※1）
大学教員	教授・准教授	12,000円
	講師・助教・助手	6,000円
コンサルタント （研修の講師を主たる職業とする 場合等を言う）		20,000円
官公庁職員	本省	8,000円
	都道府県	6,000円
	本省の出先機関	6,000円
学識経験者		15,000円
民間企業		12,000円
その他		10,000円
上記の区分に関わらず、その実績が 特に評価され著名である者		50,000円

（※1） 所得税及び復興特別所得税を含まない